事　　務　　連　　絡

令和２年２月２５日

居宅介護支援事業所　　　　管理者様

介護予防支援事業所　　　　管理者様

地域密着型サービス事業所　管理者様

福岡県介護保険広域連合

事　　業　　課　　長

　新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の運営に関する臨時

的な取扱いについて

　日ごろより当広域連合の介護保険事業の運営についてご理解ご協力いただきありがとうございます。

　今般、福岡県内でも新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたところですが、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び地域密着型サービス事業所での運営に関して影響が出てくると想定されるものについて、当広域連合では下記のとおり整理しましたので必要に応じて対応してください。

　また、国から通知されている事務連絡を添付しておりますので、そちらも確認していただきますようお願いします。

記

１　居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所

　サービス担当者会議や利用者自宅訪問をすることができない場合

　　　やむを得ずサービス担当者会議を開くことができない場合や毎月の利用者自宅訪問ができない場合、例えば、利用者や利用者家族等がコロナウイルスに対して慎重な考えで開くことができない、訪問することができない場合などは、事業所等についてはサービス担当者会議欠席時と同様に文書による照会を行う等で対応し、利用者及び家族についてはやむを得ない場合のみ電話による状況確認等で対応することも良いものとする。

　　　※**ただし、支援経過表等にその都度記録を残すこと。**

２　地域密着型サービス事業所

　運営推進会議等や身体拘束適正化委員会を開催することができない場合

　　　やむを得ず運営推進会議等や身体拘束適正化委員会を開催することができない場合は、「①議事を各委員に送付し意見を求め集約する。」、「②運営推進会議等や身体拘束適正化委員会の実施を見送り、次回と併せて実施する」のどちらの手法で行っても良いものとする。

　　　ただし、コロナウイルスによる状況が長期間続く様相の場合に②を実施していた場合は、適宜①の手法により委員から意見を集約することとする。

　　　※**なお、上記の対応を行った際は、経過や記録を残すこと。**

【問い合わせ先】

福岡県介護保険広域連合本部　事業課

（係名・電話番号）

監査指導係　092-981-9075

指定係　　　092-981-9074

給付係　　　092-981-9073